

「りゅうぎん貸金庫規定」新旧対照表（2026 年 4 月 1 日改定）

（下線部分が改定箇所）

改定後	現行
第 1 条（格納品の範囲） (1) ～ (2) (略) (3) <u>貸金庫には、次に掲げるものを格納することはできません。</u> ① <u>現金その他のマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> 第 2 条（利用目的の確認） (1) <u>貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納物が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> (2) <u>貸金庫が、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち会い等などの適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただく場合がございます。</u> 第 3 条（契約期間等）（略） 第 4 条（使用料）（略）	第 1 条（格納品の範囲） (1) ～ (2) (略) (3) 新設 （新設） 第 2 条（契約期間等）（略） 第 3 条（使用料）（略）

第 <u>5</u> 条（鍵・カードの保管）（略） 第 <u>6</u> 条（貸金庫の開閉等）（略） 第 <u>7</u> 条（届出事項の変更、通帳の再発行等）（略） 第 <u>8</u> 条（印章・鍵・カードの喪失時等の取扱）（略） 第 <u>9</u> 条（暗証照合等）（略） 第 <u>10</u> 条（印鑑照合等）（略） 第 <u>11</u> 条（損害の負担等）（略） 第 <u>12</u> 条（反社会的勢力との取引拒絶）（略） この貸金庫は、第 <u>14</u> 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 <u>14</u> 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 第 <u>13</u> 条（取引の制限等）（略） 第 <u>14</u> 条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます	第 <u>4</u> 条（鍵・カードの保管）（略） 第 <u>5</u> 条（貸金庫の開閉等）（略） 第 <u>6</u> 条（届出事項の変更、通帳の再発行等）（略） 第 <u>7</u> 条（印章・鍵・カードの喪失時等の取扱）（略） 第 <u>8</u> 条（暗証照合等）（略） 第 <u>9</u> 条（印鑑照合等）（略） 第 <u>10</u> 条（損害の負担等）（略） 第 <u>11</u> 条（反社会的勢力との取引拒絶）（略） この貸金庫は、第 <u>13</u> 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 <u>13</u> 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 第 <u>12</u> 条（取引の制限等）（略） 第 <u>13</u> 条（解約等） (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます
--	---

す。この場合、ご利用カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、ご利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 8 条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 3 条により契約期間が満了し、契約更新がされないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ ご利用カードの改ざん、不正使用など当行がご利用カードの利用を不相当と認めたとき
- ⑦ この契約の名義人が存在しないことが明らかになった場合または契約の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ⑧ 借主が第 17 条に違反した場合
- ⑨ この取引が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が認める場合

す。この場合、ご利用カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、ご利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第 2 条により契約期間が満了し、契約更新がされないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ ご利用カードの改ざん、不正使用など当行がご利用カードの利用を不相当と認めたとき
- ⑦ この契約の名義人が存在しないことが明らかになった場合または契約の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ⑧ 借主が第 16 条に違反した場合
- ⑨ この取引が本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が認める場合

⑩ 法令で定める本人確認等における確認事項、第 <u>13</u> 条第 1 項で定める各種確認に対する回答や提出された資料、および第 <u>2</u> 条に定める利用目的の申出内容に偽りがある場合 ⑪ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認める場合 ⑫ 第 <u>13</u> 条に定める取引の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合 ⑬ 前 12 号のいずれかに該当する疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合 (3) (略) (4) 前 <u>2</u> 項または前 <u>3</u> 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 <u>4</u> 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行は、この不足額を明渡しの日に関第 <u>4</u> 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) (略) 第 <u>15</u> 条（貸金庫の修繕・移転等）(略) 第 <u>16</u> 条（緊急措置）(略)	⑩ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第 <u>12</u> 条第 1 項で定める各種確認に対する回答や提出された資料が偽りである場合 ⑪ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認める場合 ⑫ 第 <u>12</u> 条に定める取引の制限に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合 ⑬ 前 12 号のいずれかに該当する疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合 (3) (略) (4) 前 <u>3</u> 項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第 <u>3</u> 条第 3 項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行は、この不足額を明渡しの日に関第 <u>3</u> 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) (略) 第 <u>14</u> 条（貸金庫の修繕・移転等）(略) 第 <u>15</u> 条（緊急措置）(略)
--	---

第 17 条（譲渡・転貸等の禁止）（略）

第 18 条（保証人）（略）

第 19 条（変更等）（略）

第 16 条（譲渡・転貸等の禁止）（略）

第 17 条（保証人）（略）

第 18 条（変更等）（略）